

大阪市規則第34号

大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市消防局事務分掌規則（昭和44年大阪市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織等)</p> <p>第2条 局に次の部及び課を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">総務部</p> <p style="padding-left: 80px;">[略]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 80px;"> <p>施設課</p> <p>情報システム課</p> </div> <p style="padding-left: 80px;">[略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(職の設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>局に消防次長を置き、別表第1に定めるところにより担当部長を置く。</u></p> <p>3 <u>別表第2に定めるところにより、部に担当課長を置く。</u></p> <p>[4・5 略]</p> <p>6 課に副課長、担当副課長、航空副隊長、<u>方面隊長、安全統括隊長、担当係長又は主査、センターに副所長、担当副所長、担当係長又は主査</u>を置くことがある。</p>	<p>(内部組織等)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p style="padding-left: 40px;">総務部</p> <p style="padding-left: 80px;">[同左]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 80px;"> <p>施設課</p> </div> <p style="padding-left: 80px;">[同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>(職の設置)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>2 <u>局に消防次長、消防制度担当部長及び救急需要対策担当部長を置く。</u></p> <p>3 <u>別表に定めるところにより、部に担当課長を置く。</u></p> <p>[4・5 同左]</p> <p>6 課に副課長、担当副課長、航空副隊長、<u>統括方面隊長、方面隊長、担当係長又は主査、センターに副所長、担当副所長、担当係長又は主査</u>を置くことがある。</p>

[7・8 略]

9 消防次長、部長、担当部長又は副理事は、消防正監のうちから、課長、所長、担当課長、監察室長、航空隊長、参事、副課長、副所長、担当副課長、担当副所長、航空副隊長、方面隊長、安全統括隊長又は副参事は、消防監又は消防司令長のうちから、担当係長及び主査は、消防司令又はその他の消防職員のうちから命ずる。ただし、特に必要があるときは、課長及び所長は、消防正監のうちから命ずることがある。

(職務)

第4条 局長、消防次長、部長、担当部長、課長、所長、担当課長、監察室長、航空隊長、参事、副課長、副所長、担当副課長、担当副所長、航空副隊長、方面隊長、安全統括隊長、副参事、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

第5条 [略]

[2～5 略]

6 参事、副所長、担当副所長、航空副隊長、方面隊長、安全統括隊長及び副参事の事務分担は、局長が定める。

(職務の代理)

第6条 [略]

[2・3 略]

4 課長等に事故があるとき又は課長等が欠けたときは、当該課長等の専管する事務を所管する副課長等（副課長、副所長、担当副課長、担当副所長、航空副隊長、方面隊

[7・8 同左]

9 消防次長、部長、担当部長又は副理事は、消防正監のうちから、課長、所長、担当課長、監察室長、航空隊長、参事、副課長、副所長、担当副課長、担当副所長、航空副隊長、統括方面隊長、方面隊長又は副参事は、消防監又は消防司令長のうちから、担当係長及び主査は、消防司令又はその他の消防職員のうちから命ずる。ただし、特に必要があるときは、課長及び所長は、消防正監のうちから命ずることがある。

(職務)

第4条 局長、消防次長、部長、担当部長、課長、所長、担当課長、監察室長、航空隊長、参事、副課長、副所長、担当副課長、担当副所長、航空副隊長、統括方面隊長、方面隊長、副参事、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

第5条 [同左]

[2～5 同左]

6 参事、副所長、担当副所長、航空副隊長、統括方面隊長、方面隊長及び副参事の事務分担は、局長が定める。

(職務の代理)

第6条 [同左]

[2・3 同左]

4 課長等に事故があるとき又は課長等が欠けたときは、当該課長等の専管する事務を所管する副課長等（副課長、副所長、担当副課長、担当副所長、航空副隊長、統括方

長及び安全統括隊長をいう。以下この項において同じ。) が当該課長等の職務を行う。この場合において、当該副課長等が複数置かれているときは、あらかじめ局長が定めた順序で、当該課長等の職務を行う。

(事務分掌)

第7条 部、課及びセンターの事務分掌は、次のとおりとする。

総務部

[略]

[施設課]

[(1)・(2) 略]

情報システム課

(1) 通信施設及び電子計算システムに関すること

(2) 通信体制及び情報施設の管理に関すること

[略]

警防部

警防課

[(1)～(6) 略]

[削る]

[削る]

(7) [略]

[略]

[略]

別表第1 (第3条関係)

消防制度担当部長

安全対策担当部長

面隊長及び方面隊長をいう。以下この項において同じ。) が当該課長等の職務を行う。この場合において、当該副課長等が複数置かれているときは、あらかじめ局長が定めた順序で、当該課長等の職務を行う。

(事務分掌)

第7条 [同左]

総務部

[同左]

[施設課]

[(1)・(2) 同左]

[新設]

[同左]

警防部

警防課

[(1)～(6) 同左]

(7) 通信施設及び電子計算システムに関すること

(8) 通信体制及び情報施設の管理に関すること

(9) [同左]

[同左]

[同左]

[新設]

<u>救急需要対策担当部長</u>	
別表第2（第3条関係）	別表（第3条関係）
[表 別紙2 挿入]	[表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[別表 別紙1]

所属名	名称	人員
[同左]		
警防部	[同左]	[同左]
	情報システム担当課長	1
	安全対策担当課長	1
	指令管制業務担当課長	1
[同左]		

[別表第2 別紙2]

所属名	名称	人員
[略]		
警防部	[略]	[略]
	安全対策担当課長	1
[略]		